⑹　Time limit for tender : 11 : 00 AM 7 December 2010

⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualifications by JAPAN POST BANK Co., Ltd. for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment.

⑻　Contact point for the notice : Satsuki Kurimoto, Accounting Department, Osaka Postal Savings Operation Center, 9―8 Jonanteramachi Tennoji-ku Osaka City Osaka Pref. 539―8794 Japan. TEL 06―6764―2582

入札公告の訂正

平成22年10月28日（号外政府調達第203号・12ページ）掲載の入札公告（第14号）について、次のとおり訂正いたします。

平成 22 年 11 月 19 日

契約担当者　自動車検査独立行政法人
理事長　竹内　　浄

◎調達機関番号　559　◎所在地番号　13

○第 14 号

1⑵中「排気ガステスタの製造及び据付　44基」を「排気ガステスタの製造及び据付　51基」に訂正いたします。

5⑵中「Exhaust emission tester 44 of them」を「Exhaust emission tester 51 of them」に訂正いたします。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 11 月 19 日

支出負担行為担当官
法務省大臣官房施設課長　大塲亮太郎

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第 21 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　甲府法務総合庁舎新営（建築）工事（電子入札案件）

⑶　工事場所　山梨県甲府市中央１―11―８（新営敷地）　山梨県甲府市中央１―11（中央公園内：取壊し仮庁舎敷地）

⑷　敷地面積　2,731㎡（新営敷地面積）、1,507㎡（取壊し仮庁舎敷地面積）

⑸　工事内容

ア　棟名　庁舎　建物用途　庁舎　構造・階数　ＳＲＣ造８階地下１階　建築面積979㎡　延べ面積7,412㎡

イ　棟名　車庫　建物用途　車庫、自転車置場　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積153㎡　延べ面積123㎡

ウ　工事種目　建築一式工事

エ　その他　外構（アスファルト舗装他）、取壊し（既存庁舎他）、公園原状復旧

オ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）

⑹　工期　平成25年３月29日まで（指定部分：庁舎及び外構の一部については、同24年10月31日まで）

⑺　使用する主要な資機材　コンクリート約6,000㎥、鉄筋約820ｔ、鉄骨約980ｔ、ガラス約1,200㎡

⑻　工事実施形態　本工事は、工事施工期間中における「①土工事及び取壊し工事における振動騒音低減・粉塵飛散防止対策、②工事用材料搬入時における交通阻害防止対策」に関する施工計画等の技術的提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムを利用した入札方式（以下「電子入札方式」という。）により行う工事である。ただし、電子入札方式により難い者は、発注者に対して従来の紙の入札書を提出する入札方式（以下「紙入札方式」という。）の申請を行い、承認を得た場合に限り紙入札方式により入札に参加できる。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分において、法務省の平成21・22年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成21・22年度における建設工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。

⑷　平成８年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、地業工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、原則として、建物１棟で判断する（ただし、法務省収容施設において、一契約で複数棟を一括して施工した場合には、その延べ面積、構造及び階数を施工実績として認める。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途にかかる部分及びこれに付随する共用部分にかかる延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ア　同種工事

㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

㋑　構造・階数　ＳＲＣ造にあっては地上６階建及び地下１階以上、Ｓ造にあっては地下１階以上、かつ、地上11階建以上又は高さ31ｍを超えるもの。ただし、法務省収容施設にあってはＳＲＣ造又はＲＣ造地上２階建以上。

㋒　建物規模　延べ面積5,500㎡以上、ただし、法務省収容施設にあっては延べ面積2,000㎡以上

㋓　工事種目　建築一式工事

イ　類似工事

㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

㋑　構造・階数　ＳＲＣ造にあっては地上６階建及び地下１階以上、Ｓ造にあっては地下１階以上、かつ、地上11階建以上又は高さ31ｍを超えるもの。

㋒　建物規模　延べ面積5,500㎡以上

㋓　工事種目　建築一式工事

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から14日以内に本工事に専任で配置することができること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成８年度以降に、元請として完成引渡しが完了した上記⑷ア又はイに掲げる同種又は類似工事について、地業工事から完成までの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込のあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

⑹　本工事に経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出する場合には、その構成員が、単体として申請書及び資料を提出していないこと（事業協同組合についても同様とする。）。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。